

庄内地域における
「魅力ある学校」づくり計画
～9年間の学びでつながるみんなの学校～

平成29年（2017年）8月22日

豊中市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 「魅力ある学校」づくりの具体的方策について	3
1. 「魅力ある学校」づくりに向けた事業の展開	3
(1) 学校再編	3
(2) 義務教育学校の設置	3
(3) 通学区域について	3
2. 事業の目的・効果等	5
(1) 学校規模の確保	5
(2) 小中一貫教育のさらなる推進	5
第2章 「魅力ある学校」の概要	6
1. 義務教育9年間の系統的で一貫性のある指導	6
(1) 発達段階に応じた学年段階の区切りの設定	6
(2) 小中一貫教科の設定等	6
(3) 学習指導等の工夫	6
(4) 生徒指導等の工夫	7
(5) 配慮を要する子どもたちへの指導・支援の充実	7
(6) 学校行事等の工夫	7
(7) 部活動、児童会・生徒会活動等の工夫	8
2. 教職員体制の確立	8
(1) 教職員等の連携・協力	8
(2) 指導体制の構築	8
3. 学校支援体制の確立	9
(1) 豊中型「地域とともにある学校」の構築	9
(2) 地域資源の活用	9
(3) 多様な職種等との連携・支援	9
4. 施設面の工夫・特色等	10
5. (仮称) 南部コラボセンターとの連携	10
第3章 「魅力ある学校」のスケジュール等について	11
1. 想定スケジュール	11
(1) 全体スケジュール	11
(2) 工事期間中の学校のあり方	11
(3) 中学校の通学区域変更について	11
2. 教育活動等の詳細検討	12

3. 保護者・地域住民との連携	12
第4章 留意事項等	13
1. 通学の安全確保	13
2. 「魅力ある学校」づくりの情報発信及び周知	13
3. 庄内地域のまちづくりの推進をめざした市関係部局との連携.....	14

はじめに

1. 庄内地域の小・中学校の歴史

庄内地域には、明治11年（1878年）の竜門小学校を起源として、140年もの歴史を刻んできた庄内小学校をはじめ、昭和25年（1950年）に分離新設された庄内南小学校、豊中市と庄内町の合併に伴い整備された、昭和30年（1955年）開校の庄内西小学校と昭和34年（1959年）開校の野田小学校、さらに昭和40年（1965年）開校の島田小学校、昭和41年（1966年）開校の千成小学校があります。

また、中学校につきましては、昭和22年（1947年）開校の豊能郡庄内町立中学校を起源とする第六中学校、昭和37年（1962年）開校の第七中学校、昭和47年（1972年）開校の第十中学校があります。最も歴史のある第六中学校においては、今年、開校70周年を迎えています。

2. 庄内地域の小・中学校の課題

豊中市では、庄内町との合併や経済成長期の人口増加に対応して、昭和30年代から40年代にかけて、次々に小・中学校を分離新設してきました。

しかし、庄内地域の小学校6校の児童数は8,273人（昭和47年（1972年））、また中学校3校の生徒数は3,506人（昭和53年（1978年））をピークに減少に転じ、今年度は児童数1,616人、生徒数822人、ピーク時の約4分の1から5分の1という状況で、いずれも小規模校化が進行し、人間関係の固定化や教育活動の制約などの課題が深刻化しています。

また、庄内地域には、家庭事情を背景とした生活・学習課題に直面している子どもたちが多いという状況があります。厳しい生活を背景に、自分に自信がもてない、将来の夢や目標がもてない、そのような子どもたちが自信と誇りを持てるように育んでいく必要があります。

3. 本計画策定までの経緯

教育委員会は、課題解消に向けた検討を進めるため、平成24年（2012年）3月28日に学校教育審議会に諮問しました。審議会では、南部地区の小・中学校はいずれも小規模化していることに加え、分割校など通学区域の課題、さらには生活・学習課題もあることから、地区全体の課題として議論が進められ、平成25年（2013年）5月24日に「子どもたちが夢や希望をもてるように、地域とともにさまざまな関係機関等と連携して教育活動を展開する『より魅力ある学校』づくりが喫緊の課題」であるとの答申をいただいたところです。

この学校教育審議会答申を踏まえ、平成26年（2014年）4月に「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を策定し、その直後から庄内地域において、意見交換やワークショップなどを重ねながら、具体的な対応方策の検討を進めました。

4. 本計画のねらい、期待される効果等

庄内地域の子どもたちには、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、お互いの考えや思いを伝え、理解し合うコミュニケーション力や、目標に向かってあきらめずに辛抱強く頑張ろうとする姿勢・態度、学びに向かう力などを育成することが重要です。そのためには、多様な出会いの中で、さまざまなものの見方や考え方、価値観に触れることができるように一定の学校規模を確保する必要があります。

また、「魅力ある学校」には、小・中学校の教職員が一体となって義務教育9年間の学びを意識した学習指導や生徒指導、教育活動の工夫などに取り組み、教育内容の質的充実を図ることが求められています。分割校を解消するとともに、小・中学校間を円滑に接続し、子どもたちの発達段階に応じた指導や、特色ある教育活動などを実践できる環境を整える必要があります。

以上のことを踏まえ、学校規模の確保や通学区域の見直し、さらには教育内容の充実の観点から抜本的に庄内地域の学校のあり方を見直すこととしました。

そして、庄内地域の保護者、地域の皆様からの意見も参考にしながら、このたび、庄内地域の実情に応じた教育効果を得られる最善の方策として、既存の小・中学校を再編し、新たな施設一体型小中一貫校を設置する「魅力ある学校」づくり計画を策定いたしました。

庄内地域の全ての子どもたちのために、関係機関・団体、保護者、地域の皆様とともに「魅力ある学校」を創造してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

第1章 「魅力ある学校」づくりの具体的方策について

1. 「魅力ある学校」づくりに向けた事業の展開

(1) 学校再編

庄内地域の小学校6校（庄内小学校、庄内南小学校、庄内西小学校、野田小学校、島田小学校、千成小学校）、中学校3校（第六中学校、第七中学校、第十中学校）を再編し、施設一体型小中一貫校2校を新たに設置することとします。

(2) 義務教育学校¹の設置

施設一体型小中一貫校では、全ての教職員が一体となって、めざす子ども像などを共有し、義務教育9年間を見通した教育課程のもと、系統的で一貫性のある教育を実践します。

そのためには、小・中学校の教職員が校種の差異を意識することなく、一体感をもって子どもたちに関わることや、確かな学力の向上や豊かな人間性の育成などをめざした特色ある教育活動が行いやすい環境を整える必要があります。

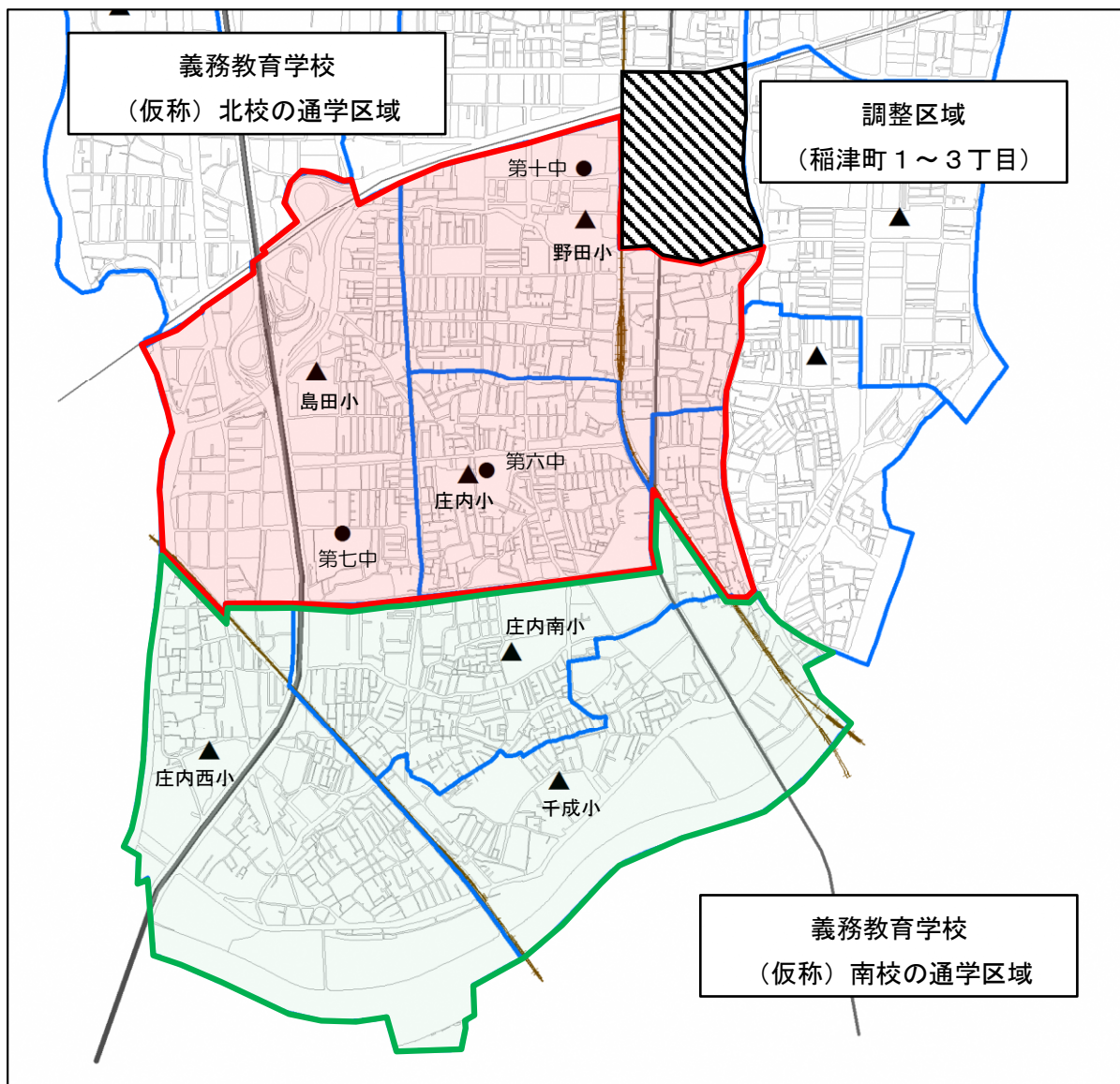
こうしたことを踏まえ、新たに設置する施設一体型小中一貫校は、単一組織として、柔軟な学年段階の区切りの設定や独自教科の設定など、さまざまな工夫が可能となる「義務教育学校」とします。

(3) 通学区域について

新設する義務教育学校2校について、庄内小学校、野田小学校、島田小学校の通学区域をあわせて、(仮称)北校の通学区域に、また庄内南小学校、庄内西小学校、千成小学校の通学区域をあわせて、(仮称)南校の通学区域に再編することとします。

なお、現在、豊島小学校、第十中学校の通学区域でありながら、一定の条件下において野田小学校、あるいは第四中学校への指定校変更が認められる稲津町1～3丁目については、豊島小学校、第四中学校の通学区域に変更する方向で取り組みを進めます。

¹ 義務教育学校 「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」(平成27年(2015年)6月24日公布、平成28年(2016年)4月1日施行)により創設された新しい種類の学校で、一人の校長の下、一つの教職員組織として、義務教育9年間で一貫した教育課程を編成・実施する。1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特徴を生かして「4・3・2」や「5・4」などの柔軟な学年段階の区切りの設定や、独自の小中一貫教科の設定などが認められている。いわゆる施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型での設置も可能である。



図表 1 義務教育学校（仮称）北校・（仮称）南校の通学区域及び調整区域について

2. 事業の目的・効果等

(1) 学校規模の確保

学校再編により、(仮称)北校、(仮称)南校とも児童・生徒数1,000人程度、各学年3～4学級の規模を確保することができます。適度な学校規模を確保することで、クラス替えによる新たな人間関係の構築や、集団活動、行事、部活動等における教育効果の高まりや活性化などが期待できます。

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小学部合計
北校	児童・生徒数	117	111	117	124	122	139	730人
	学級数	4	4	3	4	4	4	23学級

		7年	8年	9年	中学部合計	北校合計
北校	児童・生徒数	106	130	137	373人	1,103人
	学級数	3	4	4	11学級	34学級

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小学部合計
南校	児童・生徒数	86	100	96	110	124	109	625人
	学級数	3	3	3	3	4	3	19学級

		7年	8年	9年	中学部合計	南校合計
南校	児童・生徒数	112	126	122	360人	985人
	学級数	3	4	4	11学級	30学級

※平成28年度(2016年度)に作成した将来推計をもとに、平成34年度(2022年度)の児童・生徒数を用いてシミュレーションを行ったもの。なお、学級数は通常学級数を表す。

図表2 将来推計に基づく(仮称)北校、(仮称)南校の児童生徒数、学級数シミュレーション

(2) 小中一貫教育のさらなる推進

庄内地域の子どもたちをどのように育み、どのような力を身につけさせるか、「めざす子ども像」や「教育方針」などを全ての教職員が共有し、義務教育9年間を見通した教育課程に基づき、系統的で一貫性のある教育を実践します。

新たな学校が、施設一体型の義務教育学校となることで、教職員は小・中学校の校種を意識せずに連携・協力が一層行いやすくなるとともに、9年間を見通した独自教科の設定や庄内地域の実情に応じた特色ある教育活動、幅広い年齢の児童生徒の異学年交流などが行いやすい環境が整います。

また、これまで各小・中学校に配置されていた加配教員や派遣されていたスクールカウンセラー等の人材等を、施設一体型の義務教育学校に集中して配置、または派遣することができ、多様な教職員等が児童生徒に関わる体制が構築できます。

第2章 「魅力ある学校」の概要

1. 義務教育9年間の系統的で一貫性のある指導

(1) 発達段階に応じた学年段階の区切りの設定

義務教育9年間を見通して、子どもたちの発達段階に応じた柔軟な学年段階の区切り（以下「指導区分」という。）を独自に設定します。指導区分ごとに「子どもたちに付けたい力」や具体的な「目標」などを明確に設定し、各段階（以下「ステージ」という。）に応じた教育活動の工夫や充実を図ります。

<指導区分の例>

- ・第1ステージ（1年生から4年生）：学級担任を中心としたきめ細かな指導
- ・第2ステージ（5年生から7年生）：教科担任制の導入、部活動への参加
- ・第3ステージ（8年生から9年生）：進路を見据えた学習指導の充実

(2) 小中一貫教科の設定等

義務教育学校の特性を活かして、庄内地域の子どもたちの実情を踏まえた特色ある小中一貫教科を設定するなど、めざす子ども像の実現に向けて、系統的で一貫性のある指導を行います。

<小中一貫教科の例>

- ・演劇など表現活動に関する教科の設定
- ・英語など言語活動に関する教科の設定
- ・歴史、文化、芸術等に関する教科の設定
- ・キャリア教育に関する教科の設定

(3) 学習指導等の工夫

子どもたちの興味、関心を引き出し、学ぶ楽しさやわかる楽しさを実感できるように、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、確かな学力の定着を図ります。

例えば、授業の進め方や学習ノートの取り方、家庭での学習方法などについて、9年間を通じて一貫性のある指導を行うことで、子どもたちの学習意欲や学習効率を高めます。

また、義務教育9年間を見通した連続性や発展性をもった指導方法などを学校組織として共有することにより、学年がかわっても、子どもたちが見通しをもって授業に臨めるようにします。

＜学習指導等の工夫の例＞

- ・義務教育9年間を見通した授業研究、指導方法等の研究
- ・系統図（単元と単元の関係性を図示したもの）／教科間関連図（別教科の単元との関係性を図示したもの）の作成及び活用
- ・学年ごと／指導区分ごとの目標設定及び達成状況の把握ツールの作成及び活用
- ・重要単元の設定及び反復指導

（４）生徒指導等の工夫

義務教育9年間を通じて、子どもたちの発達段階に応じた系統的で一貫性のある生徒指導を行います。

＜生徒指導等の工夫の例＞

- ・義務教育9年間を見通した生徒指導に関するルールの作成
- ・義務教育9年間を見通した指導方法等の研究
- ・義務教育学校における生徒指導体制の構築（ステージごとに担当者を設置）

（５）配慮を要する子どもたちへの指導・支援の充実

豊中市障害児教育基本方針（改定版）に基づき、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる充実を図ります。

例えば、個々の児童生徒の障害の状態や特性等に合わせ、義務教育9年間を見通した「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな支援や指導を行います。

また、障害のある児童生徒が充実した教育を受けられるように環境整備を図ります。

（６）学校行事等の工夫

1年生から9年生までの児童生徒と一緒に学校行事や集団活動等に取り組むことで、異学年の子どもたちがお互いに手本になろうとする気持ちや憧れの気持ちを抱いたり、多様な物の見方や考え方、意見等に触れたりすることができる機会を創出します。

＜学校行事等の工夫の例＞

- ・運動会、体育大会、マラソン大会、学習発表会、合唱コンクール等の合同実施／ステージごとの実施
- ・林間学舎、修学旅行など泊を伴う行事の再構築（実施学年など）
- ・ステージ修了時／前期課程修了時等の節目の式の設定

（７）部活動、児童会・生徒会活動等の工夫

学校を再編することで、生徒数及び指導者の確保が期待できることから、部活動の活性化を図ります。

また、これまでの児童会活動（小学校）、生徒会活動（中学校）を見直し、合同での活動の実施など、その充実を図ります。

＜部活動等の工夫の例＞

- ・部活動の選択枠の拡大（クラブ数の増加）
- ・外部指導者の派遣等による部活動指導の充実
- ・部活動の成果発表等の機会の創出
- ・５年生からの部活動への一部参加（任意）
- ・児童会・生徒会活動の再構築

２．教職員体制の確立

（１）教職員等の連携・協力

例えば、第２ステージの５年生から教科担任制を導入する際に、中学校免許をもつ教員が担当教科の授業を行うことや、別校種の免許をもつ教員同士がペアを組み、ティーム・ティーチング（Ｔ・Ｔ）を行うことによって、より質の高い指導を行います。

また、部活動や児童会・生徒会活動等において、義務教育９年間の教職員が連携・協力して関わることで、その活動内容の充実を図ります。

＜教職員等の連携・協力の例＞

- ・中学校免許をもつ教員による５，６年生への教科指導
- ・１年生から９年生までの学びの連続性の確保（放課後学習支援等）

（２）指導体制の構築

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき定数配置される教職員に加え、５年生からの教科担任制の導入をはじめ、多様な教育活動を実践するため、教職員を追加配置するなど、指導体制の充実を図ります。

また、平成３２年度（２０２０年度）から全面実施される新学習指導要領に示されている小学校３年生からの外国語活動の導入や小学校５年生からの英語の教科化を踏まえ、ＡＥＴ（外国人英語指導助手）を常時配置するなど、言語能力等の育成を推進します。

3. 学校支援体制の確立

(1) 豊中型「地域とともにある学校」の構築

新たな義務教育学校の設置及び運営にあたり、保護者や地域住民の協力は必要不可欠です。学校が掲げる「めざす子ども像」や「教育目標」などを共有するとともに、その実現に向けた方策や課題対応などを一緒に検討し、積極的に取り組んでもらえるように、保護者や地域住民の参画を得て、豊中型「地域とともにある学校」の仕組みを構築します。

(2) 地域資源の活用

庄内地域の豊かな歴史・文化、芸術（大阪音楽大学）、製造業（ものづくり）などの地域資源を活用し、「本物」に触れる教育や体験活動などの充実を図ります。

さらに、庄内地域の公共機関（庄内少年文化館、(仮称) 南部コラボセンターなど）や多様な市民活動等と連携して、放課後や休日の子どもの居場所、あるいは学びの場を確保します。

(3) 多様な職種等との連携・支援

新たな学校での生活や人間関係などに馴染めず、学校に登校しづらい子どもたちなど、配慮を必要とする子どもたちへの支援のため、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラー（SC）²や、子どもの状況を見極め、必要な支援を行うために関係機関等への接続を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）³を集中して派遣するとともに、これまで以上に緊密な連携・協力の仕組みづくりを進めます。

さらに、様々な事情により子育てに悩んでいる保護者やその家庭の子どもを支援するため、教職員やSC、SSWがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁴や民生・児童委員と協力して対応するなど、学校と福祉の連携体制を構築します。

また、子どもたちの将来の進路を見据え、社会に関わることを強く意識して、各分野を所管する関係部局、機関等と連携した教育活動の充実を図ります。

スクールカウンセラー（SC）² 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。個人の内面に焦点を当てたカウンセリングをととして課題の解決を図る。豊中市においては各中学校区に1人配置している。

スクールソーシャルワーカー（SSW）³ 不登校、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善について、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁴ イギリスにおいて提案されたもので、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結び付けたり、公的制度との関係を調整したりするボランティアスタッフ。

4. 施設面の工夫・特色等

施設一体型の義務教育学校2校とも、児童生徒数1,000人程度、通常学級数30学級以上の規模となること、また幅広い年齢の児童生徒が安全、快適に学校生活を過ごせるように、そして教職員等が連携、協力して、一体的に学習指導や生徒指導などに取り組めるように、施設・設備面の工夫を凝らす必要があることから、校舎、体育館、プールなど全ての学校施設を新たに整備することとします。

また、児童生徒のその日の様子などの情報を迅速に共有し、一人ひとりに丁寧な学習指導や生徒指導に取り組むことができるよう、全ての教職員がともに職務を行う職員室を整備し、教育効果を高めます。

その他、子どもたちの放課後学習等を支援するスペースや地域住民等との交流スペース、放課後こどもクラブの専用区画などを確保します。

＜校舎等の整備にあたって留意すべき点＞

- ・低学年児童の安全確保（教室配置、校舎内の動線、低学年遊び場の整備等）
- ・小・中学校の差異を意識せずに生活できる施設面の工夫（教室配置、チャイム等）
- ・義務教育9年間の学びを意識した教室等の設計
- ・ユニバーサルデザインを意識した施設・設備の整備
- ・特色ある教育活動に必要な施設・設備の整備（多目的スペース、ランチルーム、学校図書館・メディアセンター、交流スペース、和室等）
- ・全ての教職員がともに職務を行う職員室の整備
- ・全学年に対応した給食配膳室等の整備
- ・放課後、休日の子どもの居場所、学習支援に係るスペースの整備（多目的室等）
- ・保護者、地域住民等との交流スペースの整備（多目的室、ランチルーム等）
- ・放課後こどもクラブの専用区画の確保（1人あたり約1.65㎡）

5.（仮称）南部コラボセンターとの連携

市南部に散在する老朽化した公共施設（公民館、図書館、旧老人福祉センター、出張所、労働会館、保健センター）を更新し、地域課題の解決や魅力創造、地域活性化に資する新たな複合・多機能型施設として整備する（仮称）南部コラボセンターと義務教育学校の緊密な連携を図ります。

今後、（仮称）南部コラボセンターに求められている「世代、ライフステージごとの課題への支援拠点」や「学校等の後方支援拠点」等の機能の具体化に向けた取り組みと連携しながら、義務教育学校で取り組む特色ある教育活動等が効果的に行えるように、具体的な連携内容や方法などを検討します。

第3章 「魅力ある学校」のスケジュール等について

1. 想定スケジュール

(1) 全体スケジュール

義務教育学校2校のうち、(仮称)北校については、平成34年度(2022年度)の開校をめざして、庄内小学校の敷地に校舎等を、また同時期の開校をめざして、隣接する第六中学校の敷地に(仮称)南部コラボセンターを整備することとします。

(仮称)南校については、平成36年度(2024年度)の開校を視野に入れて、整備場所やスケジュールなどの検討をさらに進め、別途計画を策定することとします。

(2) 工事期間中の学校のあり方

庄内小学校の敷地において(仮称)北校の工事を行うため、平成32年度(2020年度)から2年間、庄内小学校は野田小学校の敷地に移設します。島田小学校を含め、(仮称)北校の再編対象である小学校3校は、工事期間中も継続して運営し、平成33年度(2021年度)末に閉校します。

また、第六中学校と第十中学校は、平成31年度(2019年度)末に閉校し、工事期間中の2年間、第十中学校の校舎等を活用して新たな中学校(以下「新設中学校」という。)を設置、運営します。

(3) 中学校の通学区域変更について

中学校の通学区域について、平成32年度(2020年度)から庄内小学校、野田小学校、島田小学校の通学区域に居住する生徒は、第十中学校敷地に開校される新設中学校に、庄内南小学校、庄内西小学校、千成小学校の通学区域に居住する生徒は第七中学校に、それぞれ指定校を変更することとします。

なお、上記の変更に関わらず、平成31年度(2019年度)に第六中学校及び第十中学校に在学していた生徒は新設中学校に、第七中学校に在学していた生徒は引き続き第七中学校に通学することとします。

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
スケジュール	計画策定	基本設計	実施設計	建設工事		(仮称)北校開校
庄内小学校				建設工事		施設一体型義務教育学校・(仮称)北校
野田小学校						
島田小学校						
第六中学校				建設工事		(仮称)南部コラボセンター
第十中学校				新設中学校		

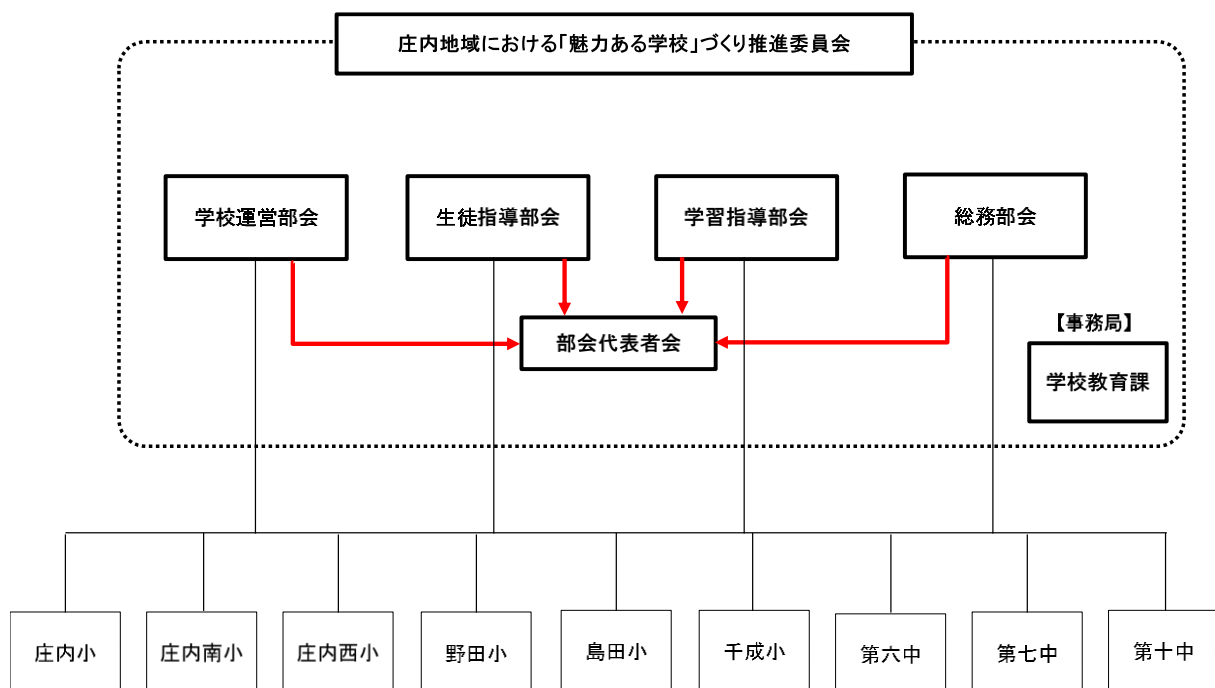
※平成32年(2020年)3月末に第六中学校、第十中学校を閉校、平成34年(2022年)3月末に庄内小学校、野田小学校、島田小学校を閉校する。

図表3 (仮称)北校開校までの想定スケジュール

2. 教育活動等の詳細検討

教育活動等の詳細については、庄内地域の小・中学校の教職員等で構成する「魅力ある学校づくり推進委員会」において、具体的に検討を進めます。この推進委員会に「学校運営部会」、「生徒指導部会」、「学習指導部会」、「総務部会」の4部会を設置し、テーマごとに検討を進めることで教育内容や学習活動の質的充実を図ります。

また、全部会に関わる事項の検討や、各部会間での調整が必要なときは、「部会代表者会」を適宜開催し、検討、調整を行うこととします。



図表 4 「魅力ある学校」づくり推進委員会の組織図

3. 保護者・地域住民との連携

庄内地域の小・中学校を支援してくれている保護者、地域住民の方々が、新たな学校にも愛着や誇りを感じ、これまで以上に支援していただけるように、学校づくりの段階から検討に加わっていただけるような仕組みを構築します。

第4章 留意事項等

1. 通学の安全確保

庄内地域の小・中学校を再編すれば、通学区域が広がり、地域によっては通学距離が伸びること、また庄内地域には歩道が整備できないような狭隘な道路が多くあることから、登下校時における児童・生徒の安全を確保することが重要です。

既存の通学路は、豊中市通学路交通安全プログラム⁵等の取り組みにより安全対策を講じてきたことから、できるだけ活用し、小学校区間を安全に接続する経路を設定した上で、関係部局、関係機関等と連携し、ハード、ソフト両面から安全対策に取り組めます。

なお、(仮称)北校の通学距離は1.5km以内であり、市内の他の小学校の通学距離と比較して著しく長いとは言えないことから、スクールバスは運行しないこととします。

<安全確保に向けた取り組みの例>

- ・道路整備等の検討（歩道／グリーンベルト⁶等の整備）
- ・注意喚起に係る検討（路面標示、道路標識、電柱幕等の設置）
- ・警察との協議（信号機、横断歩道の設置等）
- ・登下校の安全対策（集団登校／子どもの安全見まもり隊⁷等）
- ・ICTの活用（登下校時刻のメール配信サービス等の活用）

2. 「魅力ある学校」づくりの情報発信及び周知

今後、本計画に基づき、新たな学校の設置や通学区域の変更、工事期間中の小・中学校及び(仮称)北校の学校運営など、具体的な取り組みを進めていくこととしています。

庄内地域の保護者や地域住民の方々に、今後とも「魅力ある学校」づくりの取り組みにご理解、ご協力をいただけるように、適宜、わかりやすく情報発信を行い、広く周知に努めます。

豊中市通学路交通安全プログラム⁵ 通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、関係機関で組織する推進体制の構築や通学路の点検方法等を定めたもの。

グリーンベルト⁶ 歩道が整備されていない道路において緑色に着色された路側帯のこと。ドライバーに対して車道と路側帯の区別を明確化することで、交通事故の防止を図る。

子どもの安全見まもり隊⁷ 小学校区を単位として、通学路等において児童・生徒の登下校時における見まもり活動を行うPTA、健全育成会、自治会等地域団体や住民等で構成された組織。

3. 庄内地域のまちづくりの推進をめざした市関係部局との連携

今回の「魅力ある学校」づくりは、小中一貫教育を軸に据えた教育内容に加えて、例えば放課後こどもクラブも含めた子どもたちの居場所づくりや学びの場の提供など、多岐にわたり、市関係部局との連携が不可欠となります。

また、これまで学校施設を利用して取り組まれてきた地域活動（公民分館、校区社協、自主防災組織等）については、学校再編後も引き続き活動の場を確保しつつ、庄内地域の、あるいは市全体のまちづくりを進めるよう、学校施設跡の有効活用が担当部局において進められることとなります。

本計画に基づく「魅力ある学校」づくりを着実に進め、その充実を図るため、本計画策定後も「魅力ある学校」づくりを包含するまちづくりの上位計画との整合性を図り、関係部局と連携しながら、具体的な取り組みを進めていくこととします。

<南部地域に関係する計画等>

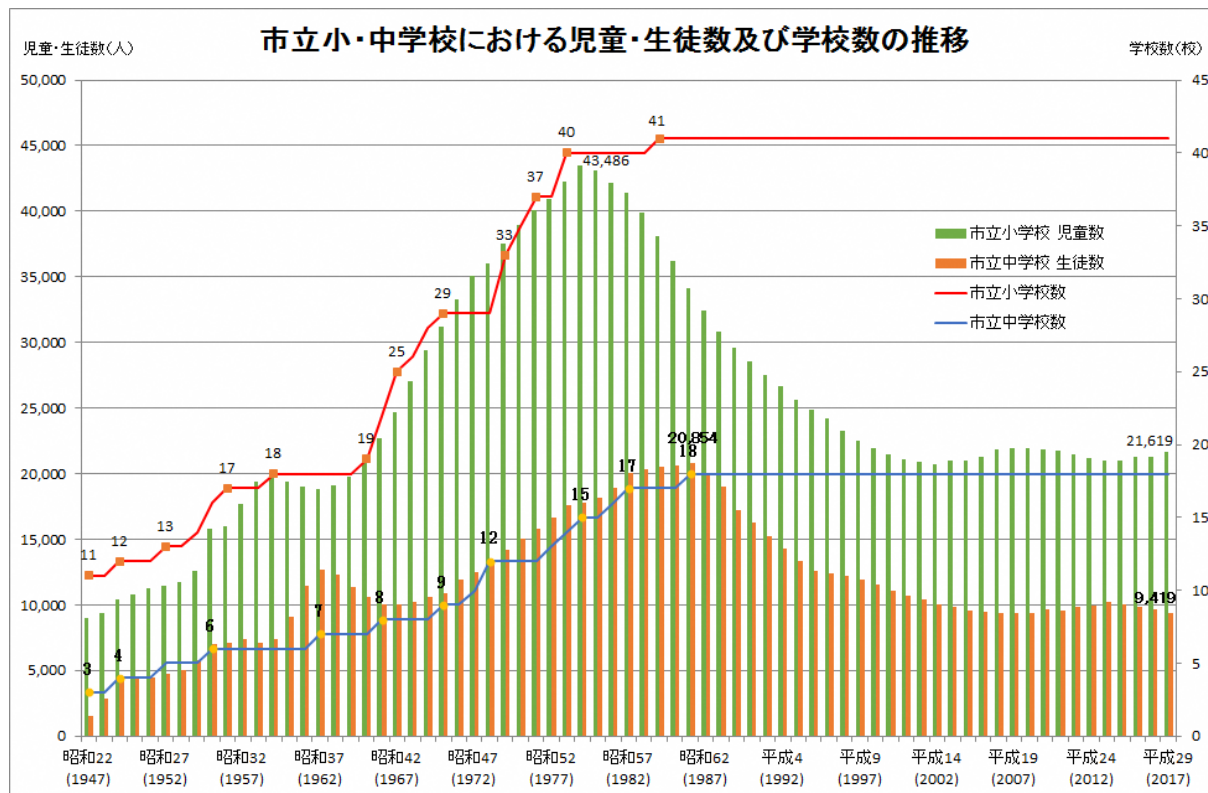
- ・第4次豊中市総合計画前期基本計画リーディングプロジェクト（策定中）、
（仮称）南部地域活性化構想（策定中）／政策企画部
- ・第2次豊中市都市計画マスタープラン（策定中）／都市計画推進部
- ・豊中市公共施設等総合管理計画／資産活用部
- ・（仮称）南部コラボセンター基本構想／市民協働部
- ・公立こども園適正配置に向けた基本方針、公立こども園適正配置計画（策定中）
／こども未来部

=資 料 編=

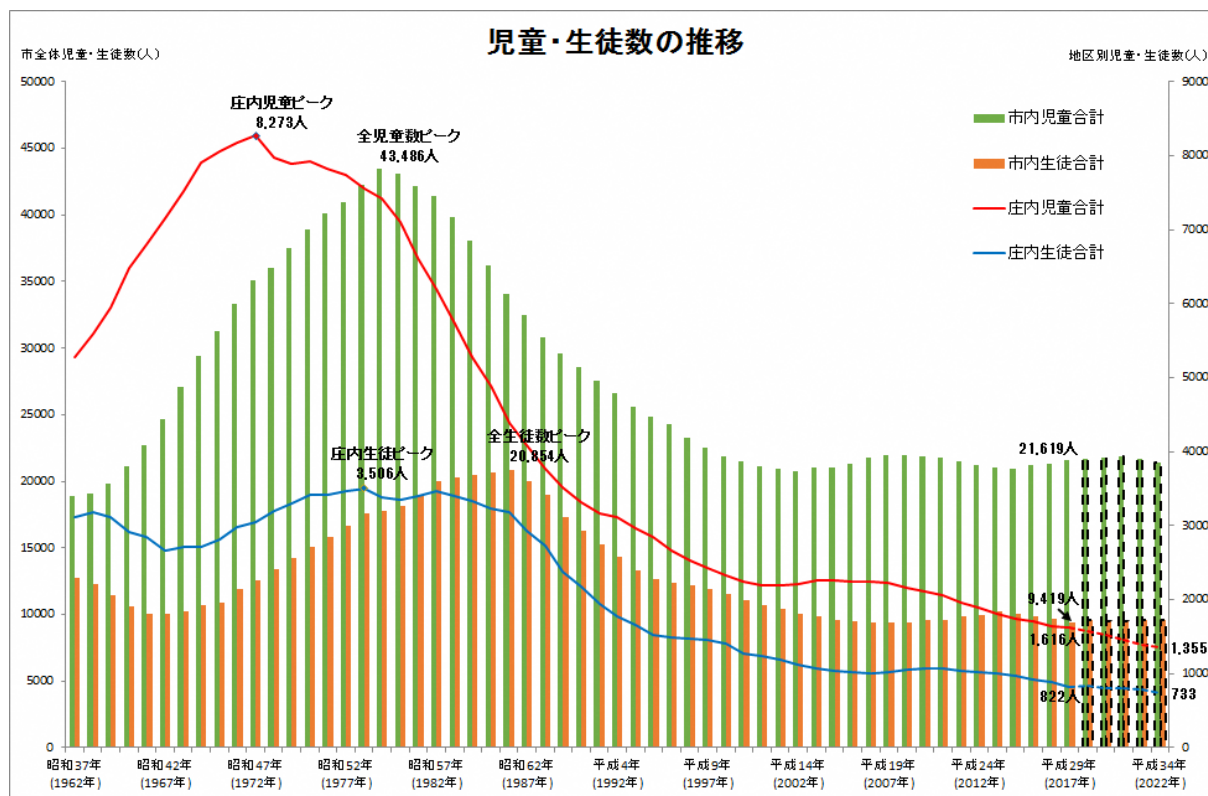
目次

資料 1	市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移	1
資料 2	豊中市及び庄内地域における児童・生徒数の推移	1
資料 3	平成 25 年度（2013 年度）以降の豊中市及び庄内地域における児童・生徒数の推移	2
資料 4	庄内地域の小・中学校施設一覧（平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在）	2
資料 5	庄内地域の児童数・通常学級数の推移（表）	3
資料 6	庄内地域の児童数の推移（グラフ）	3
資料 7	庄内地域の生徒数・通常学級数の推移（表）	4
資料 8	庄内地域の生徒数の推移（グラフ）	4
資料 9	庄内地域の小・中学校及び通学区域	5
資料 10	平成 28 年度（2016 年度）庄内地域における各小学校の進学割合	6
資料 11	調整区域（稲津町 1 ～ 3 丁目）	7
資料 12	稲津町 1 ～ 3 丁目に居住する児童が通学する小学校の内訳	7
資料 13	小中一貫教育の成果（文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」より抜粋）	8
資料 14	小中一貫教育の課題（文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」より抜粋）	8
資料 15	小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」より抜粋）	9
資料 16	小中一貫教育に関する制度の類型（文部科学省「小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査の結果」より抜粋）	9

資料 1 市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移

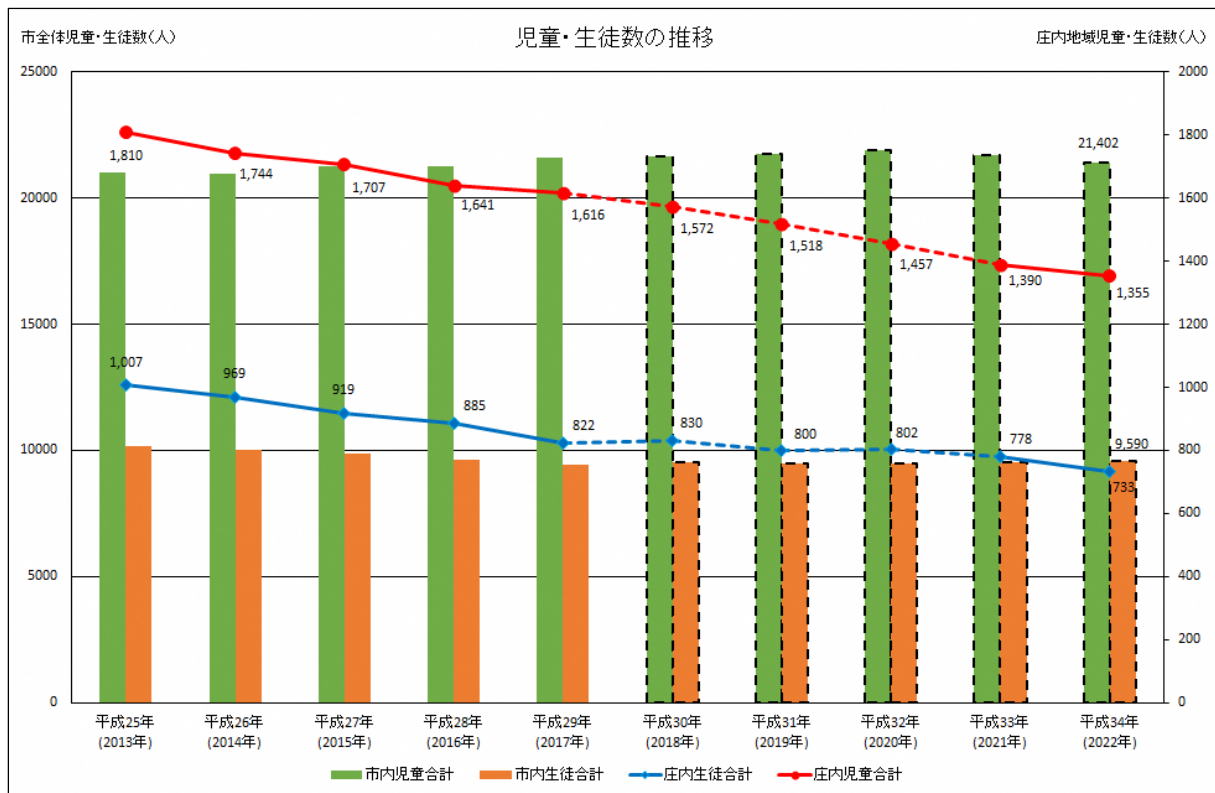


資料 2 豊中市及び庄内地域における児童・生徒数の推移



※平成30年度（2018年度）以降の点線は、平成28年度（2016年度）に作成した推計値を表す。

資料 3 平成 25 年度（2013 年度）以降の豊中市及び庄内地域における児童・生徒数の推移



※平成 30 年度（2018 年度）以降の点線は、平成 28 年度（2016 年度）に作成した推計値を表す。

資料 4 庄内地域の小・中学校施設一覧（平成 29 年（2017 年）5 月 1 日現在）

	児童生徒数	通常 学級	支援 学級	校舎等 面積	運動場 面積	合計	児童生徒1人当面積	
							運動場	全敷地
庄内小学校	220人	7学級	4学級	5,523㎡	4,555㎡	10,078㎡	20.7㎡/人	45.8㎡/人
庄内南小学校	251人	10学級	5学級	8,159㎡	5,397㎡	13,556㎡	21.5㎡/人	54.0㎡/人
庄内西小学校	224人	8学級	3学級	9,956㎡	9,300㎡	19,256㎡	41.5㎡/人	86.0㎡/人
野田小学校	372人	13学級	5学級	4,813㎡	7,550㎡	12,363㎡	20.3㎡/人	33.2㎡/人
島田小学校	234人	10学級	2学級	10,477㎡	8,622㎡	19,099㎡	36.8㎡/人	81.6㎡/人
千成小学校	315人	12学級	4学級	6,933㎡	7,720㎡	14,653㎡	24.5㎡/人	46.5㎡/人
第六中学校	287人	8学級	4学級	6,341㎡	5,309㎡	11,650㎡	18.5㎡/人	40.6㎡/人
第七中学校	323人	9学級	4学級	10,860㎡	11,462㎡	22,322㎡	35.5㎡/人	69.1㎡/人
第十中学校	212人	6学級	2学級	9,260㎡	12,300㎡	21,560㎡	58.0㎡/人	101.7㎡/人

資料 5 庄内地域の児童数・通常学級数の推移（表）

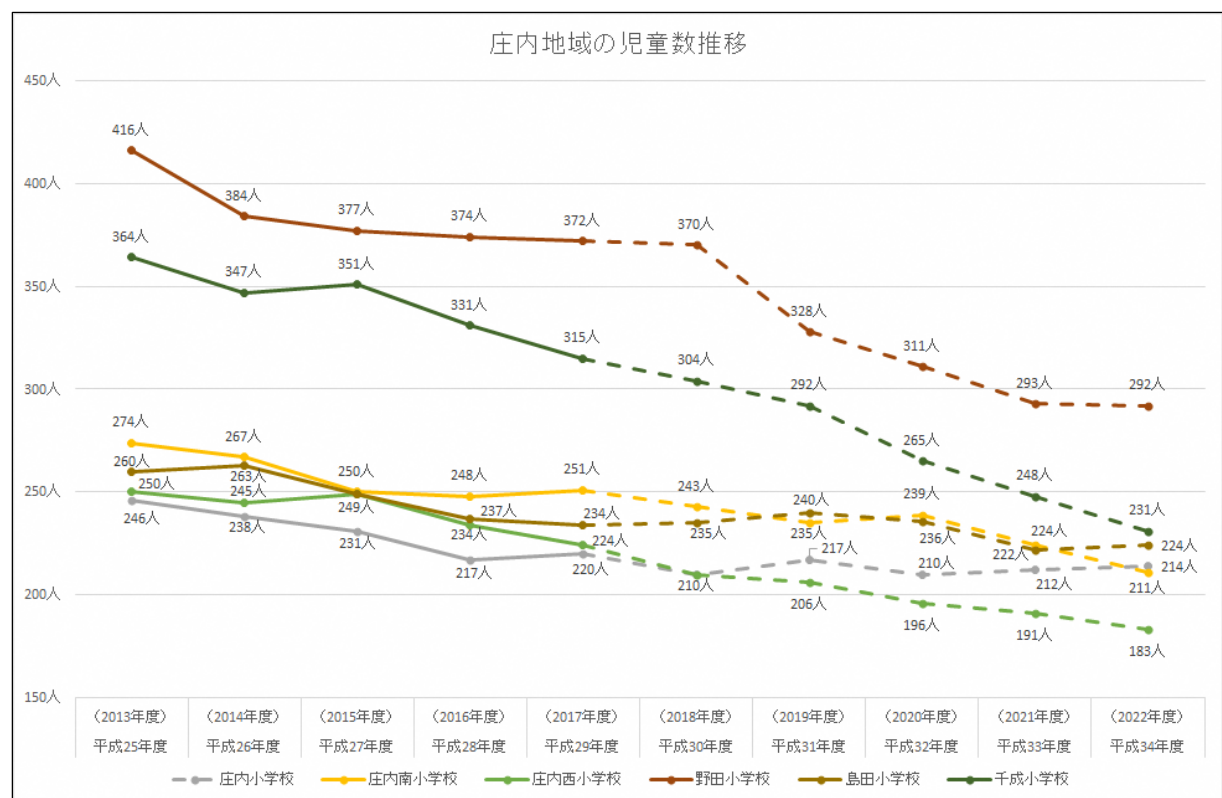
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
庄内小学校	246人	238人	231人	217人	220人	210人	217人	210人	212人	214人
	10学級	9学級	8学級	7学級	7学級	7学級	7学級	8学級	8学級	8学級
庄内南小学校	274人	267人	250人	248人	251人	243人	235人	239人	224人	211人
	11学級	11学級	10学級	9学級	10学級	9学級	8学級	9学級	8学級	8学級
庄内西小学校	250人	245人	249人	234人	224人	210人	206人	196人	191人	183人
	10学級	8学級	10学級	10学級	8学級	7学級	8学級	6学級	7学級	6学級
野田小学校	416人	384人	377人	374人	372人	370人	328人	311人	293人	292人
	14学級	13学級	12学級	12学級	13学級	13学級	12学級	12学級	12学級	12学級
島田小学校	260人	263人	249人	237人	234人	235人	240人	236人	222人	224人
	11学級	11学級	11学級	10学級	10学級	10学級	10学級	10学級	8学級	8学級
千成小学校	364人	347人	351人	331人	315人	304人	292人	265人	248人	231人
	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	11学級	10学級	9学級

※上段は児童数を、下段は通常学級数を表す。

※平成29年度（2017年度）までは毎年5月1日現在の実数を、それ以降は平成28年度（2016年度）作成の推計値を表す。

※網掛けは単学級の学年を有することを表す。

資料 6 庄内地域の児童数の推移（グラフ）



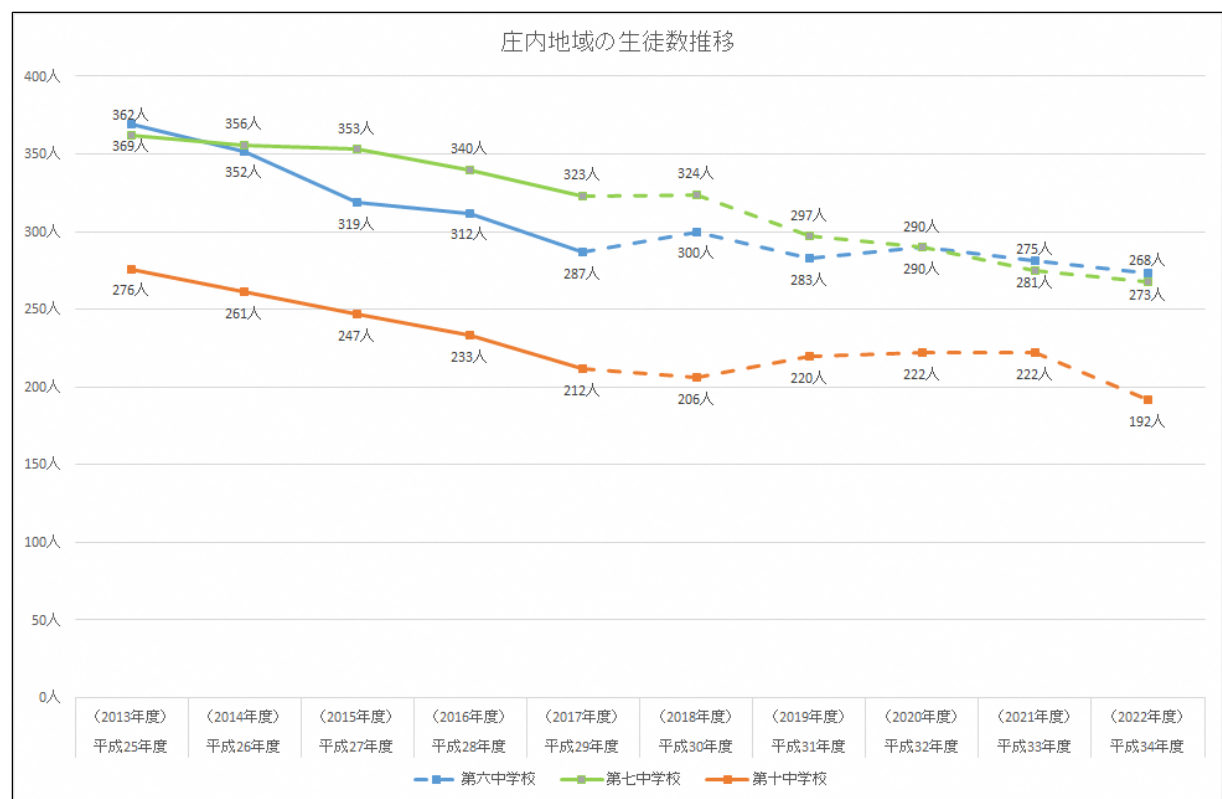
資料 7 庄内地域の生徒数・通常学級数の推移（表）

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
第六中学校	369人	352人	319人	312人	287人	300人	283人	290人	281人	273人
	11学級	11学級	10学級	9学級	8学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
第七中学校	362人	356人	353人	340人	323人	324人	297人	290人	275人	268人
	10学級	11学級	10学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級	8学級
第十中学校	276人	261人	247人	233人	212人	206人	220人	222人	222人	192人
	9学級	9学級	7学級	6学級	6学級	6学級	7学級	7学級	7学級	6学級

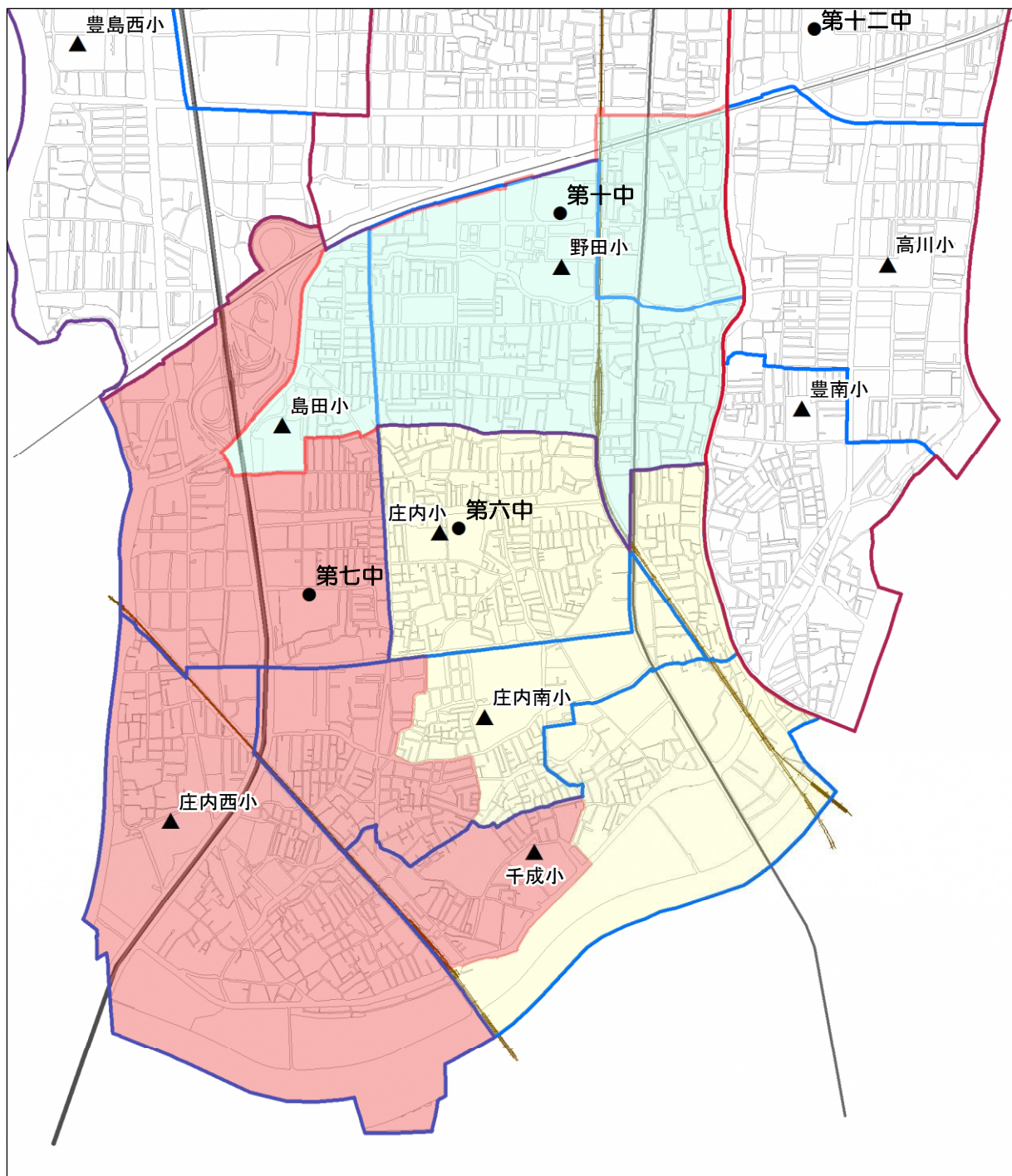
※上段は児童数を、下段は通常学級数を表す。

※平成29年度(2017年度)までは毎年5月1日現在の実数を、それ以降は平成28年度(2016年度)作成の推計値を表す。

資料 8 庄内地域の生徒数の推移（グラフ）



資料 9 庄内地域の小・中学校及び通学区域



庄内小学校	【六中】庄内幸町 3～5、庄内西町 3～5、庄内東町 5～6
庄内南小学校	【六中】三和町 1・3（府営住宅のみ）、大黒町 1～2、日出町 1
	【七中】島江町 1～2、大黒町 3
庄内西小学校	【七中】大島町 1～3、庄内宝町 2（8～10番）、庄本町 1～4、二葉町 1～3
野田小学校	【十中】庄内幸町 1～2、庄内西町 1～2、庄内東町 1～4、野田町
島田小学校	【七中】庄内栄町 3～5、庄内宝町 1・2（1～7番）・3、名神口 2～3
	【十中】庄内栄町 1～2
千成小学校	【六中】神州町、三和町 2・3（府営住宅以外）・4、日出町 2、三国 1～2
	【七中】千成町 1～3

網掛け部は分割進学校。

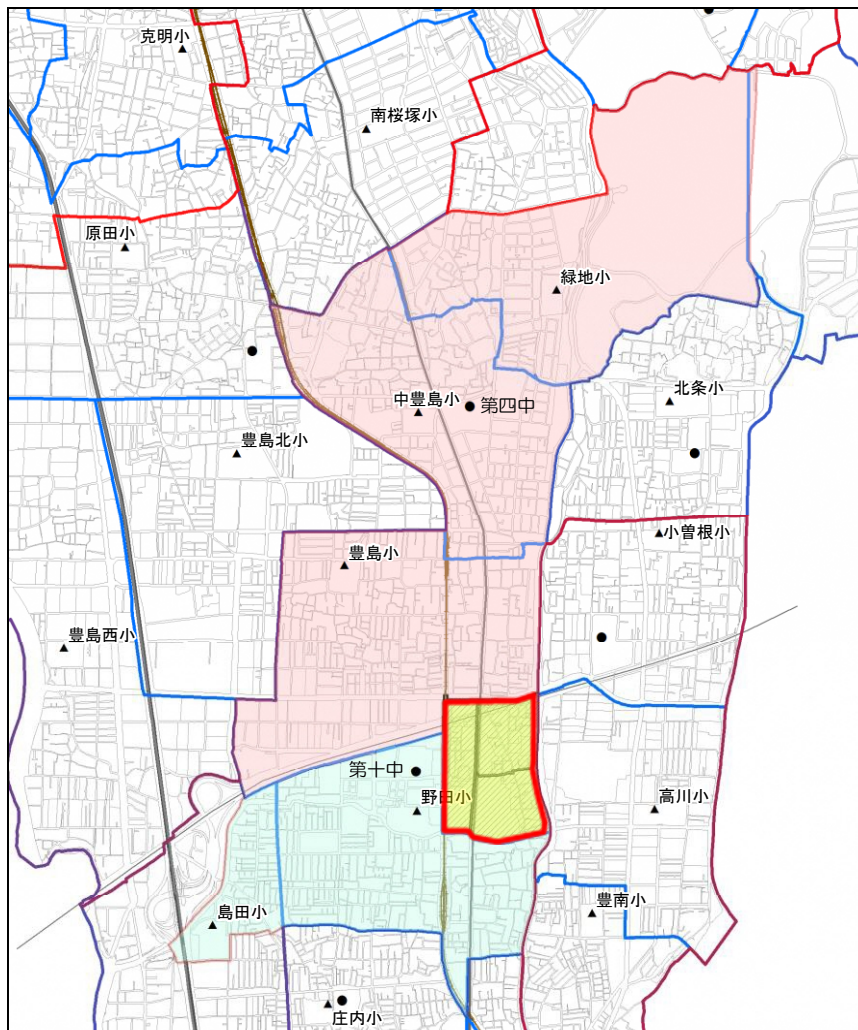
第六中学校	【庄内小】庄内幸町 3～5、庄内西町 3～5、庄内東町 5～6
	【庄内南小*第七】三和町 1・3（府営住宅のみ）、大黒町 1～2、日出町 1
	【千成小*第七】神州町、三和町 2・3（府営住宅以外）・4、日出町 2、三国 1～2
第七中学校	【庄内南小*第六】島江町 1～2、大黒町 3
	【庄内西小】大島町 1～3、庄内宝町 2（8～10番）、庄本町 1～4、二葉町 1～3
	【島田小*第十】庄内栄町 3～5、庄内宝町 1・2（1～7番）・3、名神口 2～3
	【千成小*第六】千成町 1～3
第十中学校	【豊島小*第四】稲津町 1～3
	【野田小】庄内幸町 1～2、庄内西町 1～2、庄内東町 1～4、野田町
	【島田小*第七】庄内栄町 1～2

網掛け部は分割進学校。 小学校名の後ろはもう 1 つの進学先中学校名。

資料 10 平成 28 年度（2016 年度）庄内地域における各小学校の進学割合

学校名	小学校(進学割合)	入学者数(人)	割合(%)	分割校	進学先中学校	入学者数(人)	割合(%)	割合の幅(%) (H23～H28)
第六中学校	庄内小学校(全部進学)	54	49.1	庄内南小学校	第六中学校	9	27.3	26.9～41.7
	庄内南小学校(分割進学)	9	8.2		第七中学校	24	72.7	58.3～73.1
	千成小学校(分割進学)	47	42.7					
第七中学校	庄内南小学校(分割進学)	24	21.4	千成小学校	第六中学校	47	85.5	74.1～85.5
	庄内西小学校(全部進学)	43	38.4		第七中学校	8	14.5	14.5～25.9
	島田小学校(分割進学)	37	33					
	千成小学校(分割進学)	8	7.1					
第十中学校	野田小学校(全部進学)	55	76.4	島田小学校	第七中学校	37	80.4	62.5～80.4
	島田小学校(分割進学)	9	12.5		第十中学校	9	19.6	19.6～37.5
	豊島小学校(調整区域)	8	11.1					

資料 11 調整区域（稲津町 1～3 丁目）

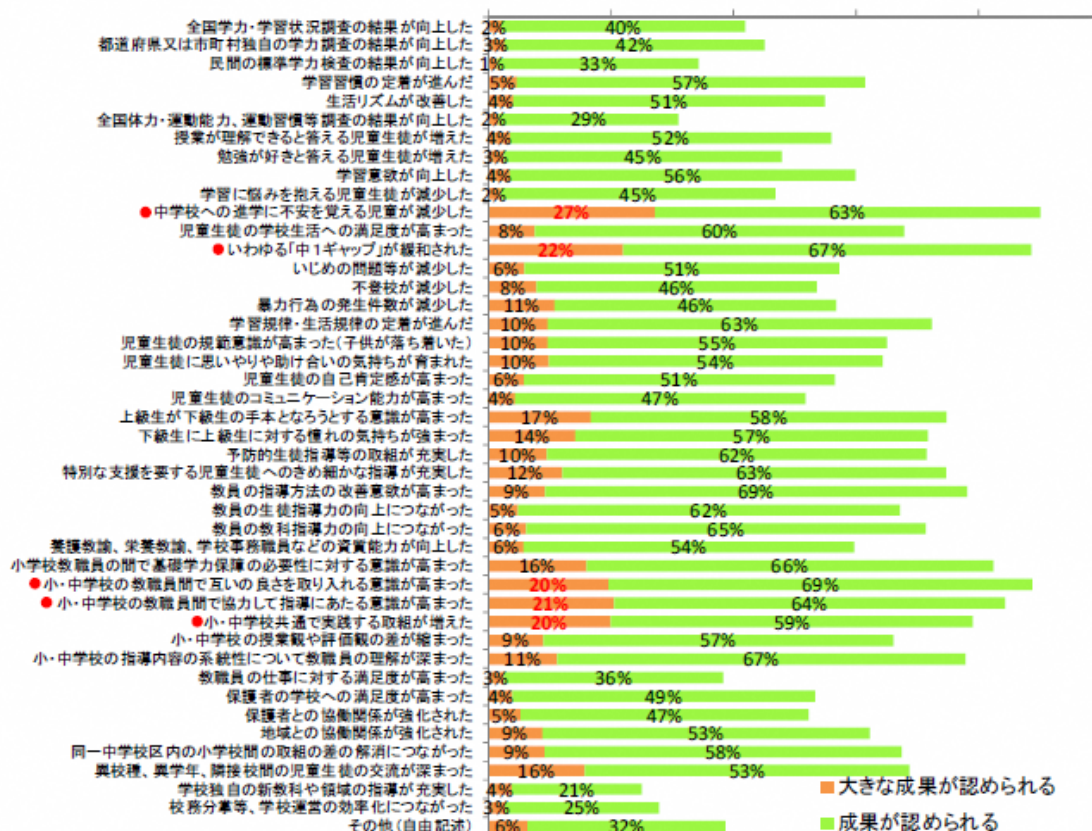


※市内唯一の調整区域である稲津町 1～3 丁目については、豊島小学校、第十中学校が指定校であるが、入学（転入学）当初に希望する者は野田小学校に、また豊島小学校を卒業した者は第四中学校に、それぞれ指定校の変更が認められている。

資料 12 稲津町 1～3 丁目に居住する児童が通学する小学校の内訳

	平成24年度 (2012年度)		平成25年度 (2013年度)		平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)	
豊島小学校	37人	39.4%	34人	34.7%	30人	31.9%	27人	29.0%	26人	27.4%
野田小学校	57人	60.6%	64人	65.3%	64人	68.1%	66人	71.0%	69人	72.6%

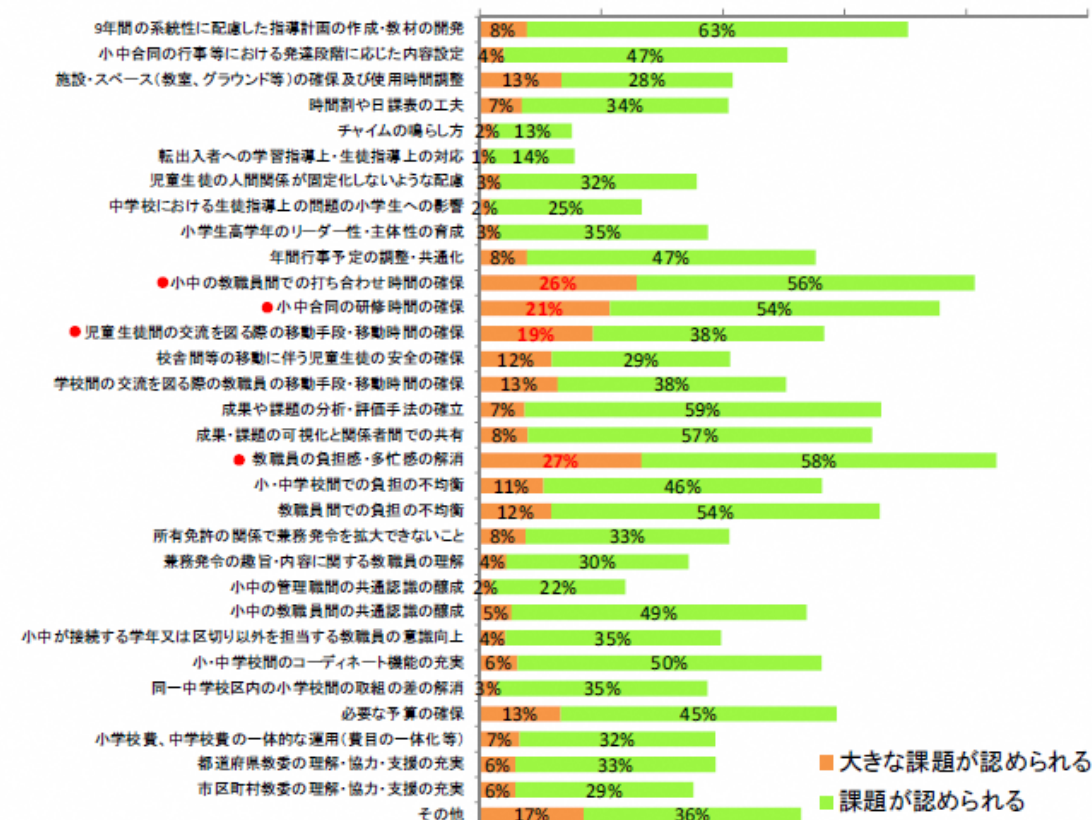
小中一貫教育の成果



N=1130(小中一貫教育実施件数)

※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

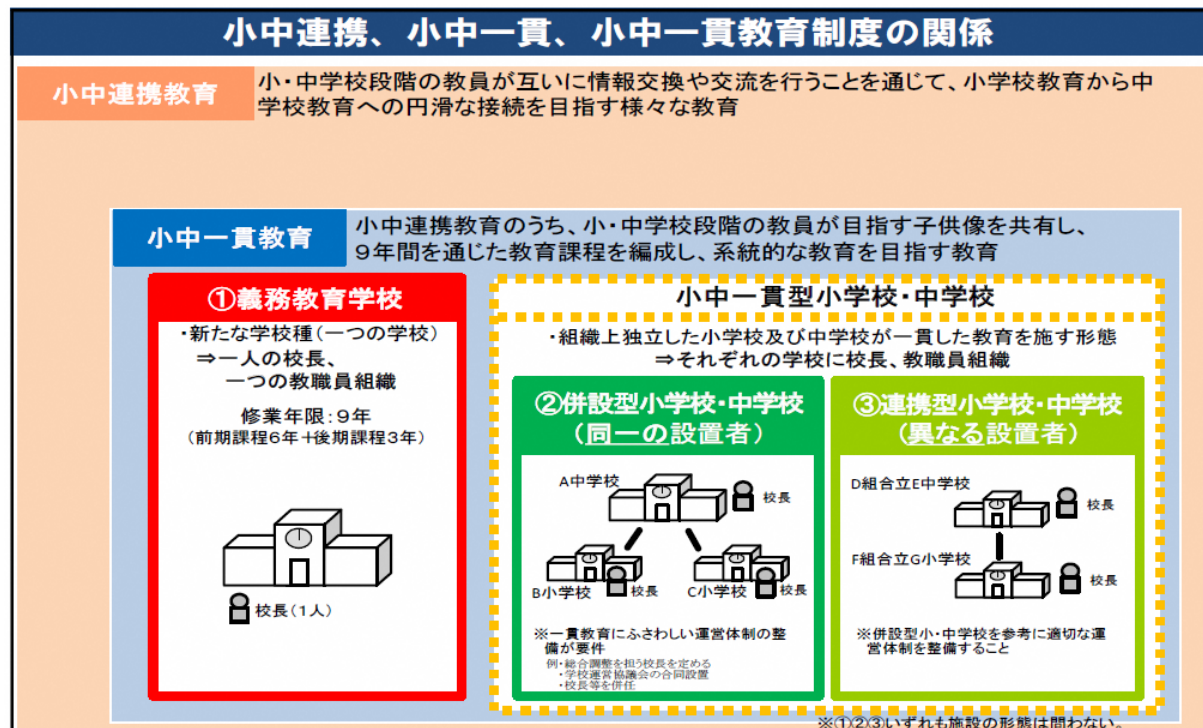
小中一貫教育の課題



N=1130(小中一貫教育実施件数)

※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

資料 15 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係（文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」より抜粋）



資料 16 小中一貫教育に関する制度の類型（文部科学省「小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査の結果」より抜粋）

		義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
				中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—			同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)			小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織			それぞれの学校に校長、教職員組織	
				小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を兼任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能			所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○	
	指導内容の入替え・移行	○	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用			小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下			小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内			小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例			市町村教育委員会の規則等	

豊中市教育委員会事務局 学校教育課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL : 06-6858-2704
FAX : 06-6846-9649
e-Mail : kyokeikaku@city.toyonaka.osaka.jp

